

社会福祉法人横浜共生会 出張旅費規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人横浜共生会就業規則第40条第4項に基づき、職員の出張及び旅費の支給に関し必要な事項を定めたものである。

(出張命令)

第2条 出張は、施設の責任者の発する出張命令によって行われなければならない。

- 2 責任者は、業務の円滑な遂行を図るため必要があり、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、出張命令を発することができる。

(勤務時間)

第3条 職員が出張その他当会の用務を帯びて当会外で勤務する場合で、労働時間を算定しがたいときは、就業規則第33条及び第34条による所定労働時間を勤務したものとみなし、時間外手当は支給しない。ただし、当会があらかじめ別段の指示をしたときはこの限りではない。

(旅費の支給)

第4条 職員が出張命令を受けて用務のため出張した場合には、当該職員に対し旅費を支給する。

(旅費の種類)

第5条 旅費の種類は、交通費、日当及び宿泊料とする。

(旅費の計算)

第6条 旅費は、最も経済的、或いは合理的とみなされる通常の方法により出張した場合の旅費により計算する。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の方法によって出張し難い場合には、その現に出張した経路及び方法によって計算する。

- 2 職員の自宅を起点又は終点とした出張を命じられた場合の旅費は、実費を支給するものとする。
- 3 当該職員の通勤手当による定期経路と重複する範囲の旅費については、請求できないものとする。

(旅費の請求手続)

第7条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする者は、旅費請求書を責任者に提出しなければならない。

- 2 概算払に係る旅費の支給を受けた者は、当該出張の完了後、速やかに当該旅費の精算をしなければならない。

(鉄道賃)

第8条 鉄道賃の額は、運賃、特急等料金及び座席指定料金によるものとするが、新幹線を含む特急等料金及び座席指定券の支給については、第6条による。なお、グリーン料金はその対象としない。

(船賃、航空賃)

第9条 船賃及び航空賃は、鉄道運賃の例に準じて、これを支給する。

(車賃)

第10条 車賃の額は、高速道路通行料金及び駐車場料金とし、第6条によるほか合理的な選択とみなされた場合にその実費を支給する。

- 2 やむを得ない事情で、責任者が私用車での出張を命じた場合、給与規程第13条(通勤手当)第1項第2号別表第8により算出した当該年度の1km当たりの燃料費単価に実際の距離を掛け合わせた額を支給する。
- 3 前項に関わらず、当該職員の通勤手当による通勤経路と重複する範囲の車賃については、請求できないものとする。

(日当)

第11条 日当の額は、別表の定額とする。

- 2 ただし、片道100km未満の出張において宿泊が伴わないときは支給せず、同じく宿泊を伴うときは、片道100km以上の出張の日当額の2分の1を支給する。

(宿泊料)

第12条 宿泊料の額は、別表の定額とする。ただし、業務上宿泊料が定められている場合には、その実費とする。

(旅費の調整)

第13条 責任者は、職員がこの規程に定める旅費により出張することが当該出張の性質上又は特別の事情により困難と認めた場合には、当該旅費を超える実費を支給することができる。

(委任規定)

第14条 外国出張及びその他この規程に定めのない事項については、理事長が定めるところによる。

附 則

この規程は平成7年3月26日から施行する。

2 一部改正 この規程は平成9年4月1日から施行する。

3 一部改正 この規程は平成11年10月1日から施行する。

4 一部改正 この要項は平成20年4月1日から施行する。

別表 日当及び宿泊料（日当及び宿泊料は、1日あたりの額とする。）

片道 100 km未満		片道 100 km以上	
日 当	宿 泊 料	日 当	宿 泊 料
0	@12,000(上限)	@1,500	@12,000(上限)